

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
【規則】		税務課		
○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則				
○ 岡山県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則を廃止する規則		長寿社会課		
○ 岡山県国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例施行規則 （以上県例規集登載）		〃		
【人事委員会】		人事委員会		
○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則				
○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則		〃		
○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載）		〃		
				目次
				担当課（室）

◎岡山県規則第四十九号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の二号を加える。

三 自動車取得税

四 自動車税

第二十一条の四の次に次の一条を加える。

（納税済印の押印）

第二十一条の四の二 知事は、条例第九十八条第二項の規定による現金の納付を受けた場合（条例第三条の二の規定により同条に規定する電子情報処理組織を使用して納付された場合を除く。）は、条例第九十七条の規定による申告書又は修正申告書に納税済印を押印するものとする。

第二十一条の五の表七の項中「条例第九十八条第二項」を「第二十一条の四の二」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年二月五日から施行する。

◎岡山県規則第五十号

岡山県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則を廃止する規則

岡山県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則（平成十七年岡山県規則第三百三十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第五十一号

岡山県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例施行規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金（以下「交付金」という。）の交付及び法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の徴収に関し必要な事項は、岡山県国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成二十九年岡山県条例第五十二号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(交付金の交付)

第二条 知事は、条例第二条第一項の規定により、市町村に対し、予算の範囲内で、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第六条第一項の普通交付金として、次に掲げる額の合算額について別に定めるところにより算定した額を交付する。

一 当該市町村の当該年度における被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の合算額の全額に相当する額

二 当該市町村の当該年度における国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額（前号に掲げる額を除く。）

2 知事は、条例第二条第二項の規定により、市町村に対し、予算の範囲内で、算定政令第六条第一項の特別交付金として、同条第六項各号に掲げる額の合算額を別に定めるところにより交付する。

3 条例第二条第三項の規定により算定する額は、次に掲げる事項について知事が別に

定める基準によりそれぞれ算定した額の合算額とする。

一 当該市町村における療養の給付等に要する費用（法第七十条第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。）の適正化のための事業の実施状況

二 当該市町村における保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。）の賦課及び徴収の状況

三 当該市町村における被保険者の健康の保持増進のための事業の実施状況

四 前三号に掲げるもののほか、当該市町村における国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情として知事が特に認めるもの

（納付金の額の通知）

第三条 条例第三条の規定による通知は、当該納付金を徴収する年度の前年度の一月三十一日までに行うものとする。

（区域内市町村群において共同して負担する著しく高額な医療に係る給付に要する費用の額の算定）

第四条 条例第五条第二項の規則で定める額は、四百二十万円とする。

2 条例第五条第二項の規定による規則で定める額を超えるものについての算定は、当該規則で定める額を超えるものの二百万円を超える部分の額を合算することにより行うものとする。

（その他）

第五条 この規則に定めるもののほか、交付金の交付及び納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

A vertical scale with tick marks at every integer from 0 to 10. The scale is oriented vertically, with 0 at the bottom and 10 at the top.

平成 29 年 12 月 26 日 岡山県公報 号外

31
31
31
32
32
32
33
33
33

を

28
29
29
29
29
30
30
30

別表第六のト 医療職給料表(一)昇格時号給対応表の表中

35
36
36
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39
39

に改める。

38
38
38
39
39
39
39
39
40

を

33
34
34
34
34
35
35
35

58
59
59

に、

34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
37
37
38

58
58
58
59
59
59
60

を

53
54
54
55
55
56
56
57
57
58

別表第六のへ 研究職給料表昇格時号給対応表の表中

54
55
56
57
57
57

に改める。

[illegible]

を

67
68
68
68
68
68
68
69
69
70
70
71

を

65
66
66
66
66

教育職員給料表昇格時号給対応表中

66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67

基準に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の

附 則

79
80
80
81
81
81
81
82
82
82
82
83
83
83

に改める。

81
81
82
82
82
82
83
83
83
83
84

を

77
78
78
79

別表第六のり 医療職給料表(三)昇格時号給対応表の表中

78
79
80
81
81
81

る。

38
39
39
40

を

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

に改め

別表第六のち 医療職給料表(二)昇格時号給対応表の表中

34
35
36
37
37
38

30
31
31
31
31
32
32

に改める。

◎岡山県人事委員会規則第二十二号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県人事委員会委員長
 森
 義
 郎

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 414,300	円 368,400	円 308,300	円 50,700	円 30,000
1 年以上 2 年未満	414,300	368,400	308,300	50,700	27,000
2 年以上 3 年未満	414,300	368,400	308,300	50,700	24,000
3 年以上 4 年未満	414,300	368,400	308,300	50,700	21,000
4 年以上 5 年未満	414,300	368,400	308,300	50,700	18,000
5 年以上 6 年未満	414,300	368,400	308,300	50,700	15,000
6 年以上 7 年未満	414,300	368,400	308,300	48,900	12,000
7 年以上 8 年未満	414,300	368,400	308,300	47,100	9,000
8 年以上 9 年未満	414,300	368,400	308,300	45,300	6,000
9 年以上 10 年未満	414,300	368,400	308,300	43,500	3,000
10 年以上 11 年未満	414,300	368,400	308,300	41,700	
11 年以上 12 年未満	414,300	368,400	308,300	39,900	
12 年以上 13 年未満	414,300	368,400	308,300	38,100	

平 成 2 9 年 1 2 月 2 6 日 岡 山 県 公 報 号 外

13年以上14年未満	414,300	368,400	308,300	36,300	
14年以上15年未満	414,300	368,400	308,300	34,900	
15年以上16年未満	414,300	368,400	308,300	33,500	
16年以上17年未満	409,900	364,400	305,000	32,100	
17年以上18年未満	405,500	360,400	301,700	30,700	
18年以上19年未満	401,100	356,400	298,400	29,300	
19年以上20年未満	396,700	352,400	295,100	27,900	
20年以上21年未満	392,300	348,400	291,800	26,500	
21年以上22年未満	372,900	331,500	278,000	25,900	
22年以上23年未満	353,100	314,300	264,000	25,300	
23年以上24年未満	333,800	297,600	250,500	24,300	
24年以上25年未満	314,400	280,700	236,600	23,700	
25年以上26年未満	294,900	263,800	222,900	23,100	
26年以上27年未満	272,200	243,000	205,300	22,500	
27年以上28年未満	250,000	222,600	188,200	21,900	
28年以上29年未満	227,600	202,200	170,900	21,100	
29年以上30年未満	204,800	181,400	153,300	20,800	
30年以上31年未満	180,000	159,500	135,300	20,400	
31年以上32年未満	155,100	137,600	117,000	19,800	
32年以上33年未満	130,500	115,900	99,100	18,900	
33年以上34年未満	92,400	84,000	73,100	18,000	
34年以上35年未満	57,100	54,200	48,800	17,300	

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日 岡山県公報 号外

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

◎岡山県人事委員会規則第二十三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の百五以上百分の百七十」を「百分の百十五以上百分の百九十」に、「百分の百三十一以上百分の二百十」を「百分の百四十一以上百分の二百三十」に改め、同項第二号中「百分の九十三・五以上百分の百五」を「百分の百三・五以上百分の百十五」に、「百分の百十六・五以上百分の百三十一」を「百分の百二十六・五以上百分の百四十一」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十二」を「百分の九十二」に、「百分の百二」を「百分の百十二」に改める。

第十三条の二第一項各号中「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の五十」を「百分の五十五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十三条第一項及び第十三条の二第一項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。